



報道関係者 各位

平成30年10月30日(火)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

課長 近藤慎次郎

主任地方賃金指導官 井上弘美

電話番号 052-972-0257

5業種の特定最低賃金の改正決定について（答申）

～ 平成30年12月16日から改正予定 ～

- 1 愛知地方最低賃金審議会（公益・労働者・使用者各代表5人、計15人構成、会長 中京大学経済学部教授 中山恵子）は、本年8月6日、愛知労働局（局長 高崎真一）から、5業種の「特定最低賃金」の改正決定に係る諮問を受けて、専門部会を設け慎重に審議を重ねてきたが、10月17日、愛知労働局長に対して、5業種の「特定最低賃金」の金額を別紙のとおり引き上げるよう答申した。
- 2 愛知労働局長は、この答申を受けて答申内容の公示、官報掲載など所定の手続を行うこととしている。

改正された特定最低賃金額は、本年12月16日から効力が発生する予定である。

《参考》 愛知県の最低賃金は、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の業種の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、「愛知県最低賃金」は、10月1日から時間額898円に改正されている。

別紙

愛知県特定最低賃金一覧表

最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	改正金額 (時間額)	引上率	発効日 (予定)
鉄鋼業 最低賃金 (注1)	941 円	16 円	957 円	1.70%	平成 30年 12月 16日
はん用機械器具製造業 最低賃金 (注2)	911 円	17 円	928 円	1.87%	
電気機械器具製造業 最低賃金 (注3)	883 円	18 円	901 円	2.04%	
輸送用機械器具製造業 最低賃金	919 円	17 円	936 円	1.85%	
自動車(新車)小売業 最低賃金	904 円	17 円	921 円	1.88%	

注1 名称:「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」

注2 名称:「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」

注3 名称:「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

参考

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ

(<http://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>) においても掲載しています。